

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 結婚・子育てをみんなで支える社会づくり

行政をはじめ、地域、NPO、企業、家庭など、地域の様々な担い手が参画し、結婚や子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します。

また、男女が子育ての状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択でき、協働して子育てすることができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

《基本目標指標》

- ①第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に高めます(平成25年39.6%)
- ②女性(35~49歳)の就業率を65%に高めます(平成22年60.9%)

推進施策1 社会全体での結婚から子育てまでの切れ目のない支援

結婚や子育ての希望がかなえられるよう、地域社会全体で結婚や子育てを応援する気運を高めるとともに、行政やNPO、企業など、地域の様々な主体による結婚から子育てまでの切れ目のない支援活動の活性化、子育てに関する情報の提供、ネットワークづくり等を推進することにより、地域における結婚支援・子育て支援の輪を広げます。

■施策方向

(1)結婚・子育て応援の気運醸成

市町村や子ども・子育てに関する関係団体等との協働により、結婚や子育てを応援する県民運動を展開します。

地域社会全体で結婚や子育てを応援することの大切さに関するシンポジウムやセミナーの開催等により、結婚・子育てを応援する気運を醸成します。

(2)地域における結婚支援活動の推進

行政をはじめ、NPO、企業など、地域の様々な主体間の協働による結婚応援活動を推進するため、出会い系イベントや結婚に関するセミナーの開催、結婚相談、異業種交流会、結婚応援活動のスキルアップ等を支援します。

(3)地域における子育て支援活動の推進

行政をはじめ、NPO、企業など、地域の様々な主体間の協働による子育て応援活動を推進するとともに、企業・店舗等による子育て家庭に対する様々なサービス提供を広めます。

地域の子育て支援に取り組む大学と連携し、子育てや子育て支援に関する学びの場や親子交流の場を提供するとともに、子育て家庭に対し、子どもや子育て支援に関連した福祉・医療・教育等の幅広

い情報を提供します。

成果（アウトカム）指標

指 標	現状	目標値 (H31年度)	調査等
いざれは結婚しようと考える未婚者の割合 (18~34歳)	72.5% (H25年度)	90%以上	県子育て実態 調査
子育てに心理的・精神的な不安・負担を強く感じ ている母親の割合	13.3% (H25年度)	10%以下	県子育て実態 調査

行動（アウトプット）指標

指 標	現状 (H25年度)	目標値 (H31年度)	担当課
結婚応援・婚活支援に関するセミナー開催数	0回	累計30回	子育て支援課
なら結婚応援団	登録団員数	38団体	子育て支援課
なら子育て応援団	登録店舗数	1,688店舗	子育て支援課
ホームページ「子育てネットなら」のアクセス数	805,434 件/年	1,000,000 件/年	子育て支援課



推進施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

「推進施策2」は子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に位置づけられています。

全ての男女が多様な働き方を自由に選択することができ、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できる環境整備に取り組みます。

特に、中小企業において、男女がともに子育てしやすくなるよう、就労環境整備を推進します。

また、男性の子育てへの関わりを促進します。

■施策方向

(1)働き方の見直し及び多様な働き方の実現

仕事優先の働き方を見直し、全ての人が仕事と家庭・子育てのバランスがとれるように、また、短時間勤務や在宅勤務など、個人のライフスタイルに応じた多様な働き方が自由に選択できるよう、市町村や民間団体等と連携し、協力し合いながら、地域社会全体の意識醸成を図り、環境整備に取り組みます。

ライフスタイルに合わせた柔軟な働き方として、在宅就労(テレワーク¹)を普及させるなど、働きやすい職場づくりに取り組む企業(奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業)の登録を促進し、取り組みの優れた企業を表彰するなど、企業におけるワーク・ライフ・バランス²を促進します。

(2)男性の子育てへの支援

男性と女性がともに助け合い、協力しながら、子育てすることができるよう、市町村や関係団体等と連携し、「男性の子育て」に関する啓発に取り組むとともに、男性や両親向け子育て講座を普及します。

性別による固定的役割分担意識を解消し、男女ともに、家庭・職場・地域において、個性と能力を十分に發揮し、ワーク・ライフ・バランスを実現することができるよう、広報や啓発に取り組みます。

(3)仕事と子育ての両立のための基盤整備

市町村と連携し、待機児童の解消のため、市町村の保育所整備や保護者の就労形態に応じた多様な保育サービス提供を支援するとともに、放課後児童クラブの設置・運営を支援します。

育児休業制度について広報・啓発するとともに、育児休業期間中の経済的不安を軽くするために、育児休業給付金の上乗せ補助を実施します。

¹ 情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方

² 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること

成果（アウトカム）指標

指 標	現状	目標値 (H31年度)	調査等
仕事と子育ての両立ができるこの育児期の県民満足度 ¹	2. 62 (H26年度)	3. 00	県民アンケート調査

行動（アウトプット）指標

指 標	現状 (H25年度)	目標値 (H31年度)	担当課
「社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録数	77	110 (H28年度)	雇用労政課
男性の家事関連従事時間	44分 (H23年)	53分 (H28年)	女性支援課
父親が子育てを学ぶ催しの実施回数	33回(H22～25年度累計)	累計50回	子育て支援課
男女共同参画県民会議構成団体による推進取組事業数	117件	120件	女性支援課

¹奈良県の「県民アンケート調査」におけるライフステージ毎の満足度(5:十分満たされている 4:かなり満たされている 3:どちらともいえない 2:あまり満たされていない 1:ほとんど満たされていない)の平均値

基本目標Ⅱ 結婚の希望の実現と次代の親の育成

結婚や子育ての希望をかなえるため、経済的生活基盤が安定するよう支援します。

また、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てる喜びや意義について、若者が理解を深めることができるような取り組みを推進します。

《基本目標指標》

③若者(15~34歳)の年間所得200万円以上の人数割合を全国平均まで高めます
(平成24年 県58.4% 全国64.0%)

④結婚を希望する若者を増やすとともに、結婚の希望実現率(※)を80%に高めます
(平成25年 76.8%)

※若者(18~34歳)の結婚の希望(既に希望を実現したと考えられる有配偶者を含む)と5年後(23~39歳)の結婚の実績を対比

〈成果指標(アウトカム)として、「いずれは結婚しようと考える未婚者(18~34歳)の割合を90%以上とする」を設定〉

推進施策3 若者と女性のしごとの安定

結婚し、子どもを生み育てたいと望む男女が、その希望を実現するためには、安定した経済的生活基盤を持つようにすることが必要です。そのため、就業意識の醸成や就労能力の向上等を図ることにより就職を促進し、また、継続就労を支援することにより若者と女性のしごとの安定に取り組みます。

■施策方向

(1)就業意識の醸成及びキャリア教育

将来、若者が経済的自立を図るために、学校教育において発達段階に応じたキャリア教育を推進します。特に、高校生に対しては、自立した社会人として育成するため、インターンシップへの参加のほか、起業精神の育成や就業意識の向上を図るなど職業観、勤労観の醸成に取り組みます。

また、ニート状態の若者に対しては、カウンセリングや職場見学などの実施により就業意識の向上を図り、ひきこもり状態の若者に対しては社会参加を進めることで、自立に向けた支援を行います。

(2)就業能力向上のための実学教育

専門教育を主とする高校(いわゆる工業科・農業科など)において、就労に関する教育内容に実学志向の観点を加えて充実を図ります。

離職者及び学卒者の職業訓練を実施している高等技術専門校において、技能の継承や資格取得等の実学教育を推進するとともに起業を支援します。

(3)しごとの場の創出及び県内就労の促進

若者が地域で暮らし、身近に仕事を持つことは地域の活性化にもつながることから、県内就労を促進します。

県内外大学に対しては、県内企業の情報や県と国が連携して開拓した新卒向け情報を提供してマッチングを図ることにより、県内就職を促進します。

新卒を含む若者全体に対しては、「ならジョブカフェ」における相談・セミナー等による就業支援や県しごとiセンター(無料職業紹介所)における相談・あっせん支援により県内就労を促進します。

また、県外進学率の高い本県において、首都圏等からの UIJ ターン就職を促進して、人材の奈良への還流を進めます。

女性の知識や技能を活かした身近な場所での多様な働き方として、起業を目指す方や起業後に事業拡大を目指す方を対象に、セミナーや相談会を開催するとともに、インターネットを活用した女性起業家同士のネットワーク形成を支援します。また、語学力を活かした翻訳者養成などを推進します。

(4)就労継続への支援及び早期離職者の再就職支援

若者の離職原因として、「自分に合わない仕事だった」等ミスマッチによるものが多いことから、就職前に業界研究や自己分析を行うためのセミナー等を実施することで職業観を養うとともに、就職後は、継続就業の必要性の理解を向上させることで離職を防止します。また、労働条件など企業の待遇を理由とする離職も多いことから、職場環境向上のための個別コンサルティング等により、待遇の改善を図り、職場への定着を支援します。

離職した者に対しては、県しごとiセンター(ならジョブカフェ、無料職業紹介所)など就職相談窓口への誘導を行い、きめ細やかな就労相談・マッチングによる就職あっせん支援や職業訓練による就労能力の向上と再就職を促進します。

(5)子育て女性の就労継続及び再就労支援

働く女性を対象にセミナーを開催し、就業意欲・能力の向上を図ることにより、就労継続・女性管理職の育成につなげます。

結婚や子育てのために離職した女性の再就職のために、「子育て女性就職相談窓口」を設置し支援するとともに、労働局との雇用対策協定に基づくハローワーク職業相談窓口も併設し、就職相談から職業紹介までの一元的な就職支援や子育てに関する情報提供などを行います。

成果（アウトカム）指標

指 標		現状	目標値 (H31年度)	調査等
いろいろな働き方が用意され、自分の生活に合った就業ができることの県民満足度	若者	2. 53 (H26年度)	3. 00	県民アンケート 調査
	育児期	2. 51 (H26年度)	3. 00	

行動（アウトプット）指標

指 標	現状 (H25年度)	目標値 (H31年度)	担当課
キャリア教育の充実(職場体験、インターンシップ、ボランティア体験実施校の割合)	100%	100%	学校教育課
県内大学の就職内定率	89. 2%	全国平均 (参考:H25 年度 94.4%)	雇用労政課
女性の起業セミナー実施回数	5回	26回	女性支援課
「子育て女性就職相談窓口」の相談件数	709件	1, 500件	女性支援課



推進施策4 次代の親の育成

子どもや若者が、将来、親になり、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立って、ライフデザイン形成を支援するとともに、生命を慈しみ育む心の醸成や妊娠・出産に関する医学的に正しい知識の普及に努めます。

特に、男女が互いを大切にし、協力して家庭を築くこと、また、子どもを生み育てるものの喜びや意義、生命の尊厳等について理解を深めることができるよう、教育や広報、情報提供に努めます。

■施策方向

(1)思春期からのライフデザイン形成への支援

次代の親となる高校生・大学生等が、男女が互いに協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てるものの意義や喜びを理解できるよう、学習する機会を提供し、ライフデザインの形成を支援します。

これらの教育・広報・啓発については、福祉・保健・教育等の各分野が連携しつつ効果的な取り組みを推進します。

(2)生命を慈しみ育む心の醸成

高校生・大学生等が乳幼児とのふれあい体験を通して、幼い命を慈しむ気持ちや乳幼児への愛着を育み、将来、自分が親になることを具体的に考える機会を提供します。

(3)妊娠・出産に関する正確な知識の普及

高校生や大学生等若い男女が互いに思いやりを持つつ、それぞれに自分自身の人生を選択するためには、妊娠適齢期等妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、自分のからだや健康を大切にすることが必要です。このため、妊娠・出産等に関する正しい知識を啓発するとともに、これらについて学習する機会を提供します。

成果（アウトカム）指標

指 標	現状	目標値 (H31年度)	調査等
「子育ては楽しい」と思う子どものいない独身者の割合	16.9% (H25年度)	20%以上	県子育て実態調査

行動（アウトプット）指標

指 標	現状 (H25年度)	目標値 (H31年度)	担当課
ライフデザイン形成支援のためのセミナー・出張講座の開催数	0回	累計30回	子育て支援課
大学生等の若者に対する妊娠適齢期等妊娠・出産に関する健康教育の実施数	0回	累計30回	保健予防課

基本目標Ⅲ 子どもの健やかな育ちの実現

子どもたちが心豊かに健やかに育つように、妊娠から出産、子育て期にわたり、家庭や地域での子育てを支援する施策、及び保健・医療・福祉・教育に関する施策を推進します。

《基本目標指標》

⑤夫婦の「理想の子ども数」に対する「実際の子ども数」(※)の割合を95%に高めます
(平成25年89.7%)

※完結出生児数…結婚持続期間15～19年の夫婦の子ども数

推進施策5 子どもと親の健康の確保

乳幼児期から成人期に至るまでの子どもと母親の健康を確保できるよう、家庭、市町村、学校、関係機関等が連携し、切れ目なく保健対策を充実するとともに、食育を推進します。

また、不妊に悩む方への支援を充実するとともに、親子がいつでも安心して医療を適切に受けることができるよう、周産期医療及び小児医療の充実を図ります。

■施策方向

(1)周産期医療の充実

安心して出産できる周産期医療体制整備として、周産期医療ネットワークにより、診療所・助産所は正常分娩を中心に取り扱い、ハイリスク分娩は県立医科大学附属病院等に搬送するなど、全県域での役割分担及び連携を図ります。

周産期母子医療センターの機能強化を図ります。

(2)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実

①母性と子どもの健康の保持増進

妊娠届出時から乳幼児期まで継続的な健康診査や訪問、健康教育等の母子保健事業を通して、妊産婦とその家族への継続的な保健指導を充実させ、子どもの健やかな発達、発育を支援します。また、疾病の早期発見や早期療育に努めます。

②育児不安の軽減

乳幼児期の子どもの心の発達や健康は、一番身近な養育者(母親)の心の状態と密接に関係があるため、母親が安心して子どもを育てることができるよう、母子保健関係機関におけるネットワークを構築し、子育てに関する母親の不安の軽減、安心して楽しく子育てができるよう相談の充実と仲間づくり、情報交換の場の確保などの取り組みを推進します。

③妊娠・出産期からの児童虐待予防

虐待の未然防止には、産科・小児科等の医療機関と連携し、顔の見える関係づくりに努め、ハイリスク母子に対して継続的な支援が行われるよう、妊娠・出産期からの連携体制の構築を図ります。

乳幼児健康診査において、母親の育児不安や親子関係の状況把握に努めると共に、乳幼児健康診査の未受診児に対して、児童福祉、教育機関、医療機関等と連携し支援を行い、家庭訪問等による現認（保健師等の専門職が子どもを直接見て状況確認する）などのフォローバック体制の強化を図り虐待の未然防止に努めます。

④市町村の母子保健事業の精度管理

市町村の母子保健事業の成果・実績・内容を把握、評価し、情報をフィードバックして、市町村母子保健事業の精度管理と基盤整備を推進します。

⑤人材の育成

市町村や医療機関等、母子保健関係者の資質向上のため、研修等の充実に努め、効果的な情報提供や人材育成を図ります。

（3）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期や思春期において、自分自身の命の大切さ等について学び、性に関する健全な意識のかん養を図るための健康教育を推進し、妊娠・出産・育児等において正しい知識を基に行動できるよう促します。

思春期における悩みを持つ子どもと保護者のために、地域において相談体制を整備するとともに、思春期ピアカウンセラーによるピアエデュケーション（仲間教育）等を取り入れた、思春期の子ども自身が主体となる地域での取り組みの推進を図ります。

喫煙や薬物等に関する教育の啓発や、専門家による地域における相談体制の充実等に取り組みます。

思春期から継続して健康な母体づくりを働きかけるとともに、安心・安全な妊娠・出産に向けた情報提供、健康教育を実施し、身体的・精神的な支援の充実を推進します。

これらの取り組みの推進にあたっては、市町村や関係諸機関がネットワークを形成し、保健対策に取り組むための体制を整備します。

（4）「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりにより、心身の健全育成を図ります。

母性の健康の確保を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携し、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを推進します。

（5）不妊に悩む方に対する支援

不妊に悩む人々に対し、相談窓口における医学的な相談や心の悩みの相談を行い、精神的負担の軽減を図るとともに、不妊治療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。

(6) 小児医療の充実

① 小児救急医療体制の整備

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、休日・夜間における小児救急患者を受け入れる小児救急医療体制の整備等、小児医療の充実を図ります。

② 在宅療養サポート体制の整備

高度医療を要する在宅療養児等については、保健所を中心として親からの相談対応、訪問指導を充実するとともに、関係機関との連携に努め、安心して在宅で療養できる体制を整えるためにサポートする関係機関を増やし、親同士が悩みや不安の解消に向けて情報交換できる場を増やすなど、療育サポート体制の整備を推進します。

③ 小児慢性特定疾病¹医療費助成

治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性特定疾病について、児童等の保護者に対する医療費助成を実施するとともに、小児慢性特定疾病児童とその家族を地域で支えるための体制を整備します。

成果（アウトカム）指標

指 標	現状	目標値 (H31年度)	調査等
子どもがケガや急病時にいつでも診てもらえる医療体制が整っていることの育児期の県民満足度	2. 67 (H26年度)	3. 00	県民アンケート調査
安心して子どもを出産できる医療体制が整っていることの県民満足度	2. 72 (H26年度)	3. 00	県民アンケート調査

行動（アウトプット）指標

指 標	現状 (H25年度)	目標値 (H31年度)	担当課
ハイリスク妊婦 ² の県内受入率	92. 6%	100%	地域医療連携課
乳幼児健診の受診率	1歳6か月児健診	94. 1%	保健予防課
	3歳児健診	89. 0%	
乳児健診(4~5か月)の未受診者の現認率	82. 3%	100%	保健予防課
性・妊娠等の思春期の課題に対する学校への専門家派遣件数	58校	78校	保健予防課
食育推進計画を作成・実施している市町村の割合	61. 5%	100% (H29年度)	健康づくり推進課
食育に関する計画を策定している保育所の割合	97. 2%	100%	子育て支援課
不妊に悩む方への特定治療支援事業における新規申請件数	319件	360件	保健予防課
不妊専門相談センター事業における相談件数	118件	135件	保健予防課
小児の一次救急医療体制が確保されている地域(広域連携による整備を含む)	32市町村	39市町村	地域医療連携課

¹ 子どもの慢性的な病気のうち、治療に相当期間を要し、医療費の負担も高額となるものとして厚生労働省が特に定めたもの

² 出産の際、母子の生命や健康に危険が生じる可能性が高いと考えられる妊婦

推進施策6 幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援の推進

「推進施策6」は子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に位置づけられています。

子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村は、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、地域の実情を踏まえた質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

このため、県は、市町村の子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、幼児期の学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業が適切に実施されるよう支援します。

また、市町村の区域を超えた広域的な調整を行うとともに、幼稚園教諭及び保育士等の人材の確保及び資質の向上を図ります。

さらに、心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される幼児期の重要性に鑑み、就学前教育を充実するとともに、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、福祉と教育の関係機関が連携し、総合的な放課後対策を推進します。

○子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月、子ども・子育て関連3法¹が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から開始されます。

新制度においては、教育や保育を受けたい小学校就学前の子どもは、年齢や保護者の状況に応じた認定を受けることとされています。

◆認定の種類と利用できる施設

1号認定子ども…3歳以上小学校就学前の2号認定子ども以外の子ども

⇒幼稚園、認定こども園利用

2号認定子ども…3歳以上小学校就学前の保護者が就労している等により、保育の必要な子ども

⇒保育所、認定こども園利用

3号認定子ども…3歳未満の子どもで保護者が就労している等により、保育の必要な子ども

⇒保育所、認定こども園、地域型保育(別表1参照)利用

¹ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の3法

認定を受けた子どもが、その認定に応じた教育・保育を受けた場合は、市町村がその費用を子どもの保護者に支給することになっています。

ただし、教育や保育に要した費用は、保護者の代わりに市町村が施設に支払うことができるとされているため、実際には、保護者に対して給付費が支払われるということは通常ありません。

このため、費用は、認定こども園、幼稚園、保育所(私立保育所を除く。)を利用する場合には、施設型給付費により、施設に対して、また、地域型保育(別表1)を利用する場合には、地域型保育給付費により、事業者に対して行われます。

なお、私立保育所については、従来同様に、市町村が保育所に対して、保育に要する費用を委託費として支払いますので、施設型給付費の支払いはありません。

市町村は、地理的条件及び、人口、交通事情その他の社会的条件等、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」と、この区域ごとに幼児期の学校教育・保育と子育て支援(地域子ども・子育て支援事業(別表2))についての「量の見込み(需要)」及び「確保方策」¹を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

市町村が地域の実情に応じて実施する子育て支援については、新制度において、別表2のとおり、13の事業が地域子ども・子育て支援事業として位置づけられています。

都道府県は、市町村が定める「教育・保育提供区域」を勘案して定めた区域ごとに、市町村計画の数値の積み上げを基本に、幼児期の学校教育・保育と子育て支援の「量の見込み(需要)」と「確保方策」を設定することとされており、実施主体である市町村を支援し、広域性と専門性の立場から、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされています。

¹ 確保の内容(供給)及びその実施時期

[別表1] 地域型保育(下記の4類型)

①家庭的保育	利用定員が5人以下で、乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めた家庭的保育者が、保育を受ける乳幼児の居宅以外の場所で行う保育
②小規模保育	利用定員が6人以上19人以下の施設での保育
③居宅訪問型保育	乳幼児の居宅において、乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めた家庭的保育者によって行われる保育
④事業所内保育	事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児及び地域の乳幼児を保育するために自ら設置し、又は委託を受けて、乳幼児の保育を実施する施設における保育

[別表2] 地域子ども・子育て支援事業(下記の13事業)

①利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
②延長保育事業(時間外保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
⑤放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)、及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))
⑦乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
⑧－1 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
⑧－2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るために、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
⑨地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
⑩一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
⑪病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
⑬妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

■施策方向

(1) 幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援における量的拡充と質の向上

すべての子どもが健やかに成長することを支援するため、幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援における量的拡充と質の向上を図ります。

(ア) 幼児期の学校教育・保育

① 区域の設定

県は、市町村の計画を勘案して、幼児期の学校教育・保育の「量の見込み(需要)」に対する「確保方策」と、これらを検討する際の幼児期の学校教育・保育の提供の単位となる区域¹を定めます。

区域については、各市町村の需給状況に応じたきめ細かな需給調整が可能となるよう、各市町村域を区域とします。

なお、市町村においても、地域の幼児期の学校教育・保育の需給状況にきめ細かく対応するため、提供の単位となる教育・保育提供区域²を設定します。

② 量の見込みと確保の内容の状況

年度ごとの幼児期の学校教育・保育の「量の見込み(需要)」及び「確保の内容(供給)」の県全体の総計は次表のとおりです。

①で定める区域(市町村域)ごとの内訳は、「第5章 4 子ども・子育て支援事業支援計画の『量の見込み』及び『確保方策』等 (ア)特定教育・保育における『量の見込み』及び『確保方策』」に記載のとおりです。

(a) 3歳以上児(教育ニーズ)【1号認定+2号認定(教育ニーズ)³】

(単位:人)					
需 要 ・ 供 給	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(需要)	17,942	17,825	17,556	17,279	16,866
1号認定	15,548	15,439	15,196	14,949	14,599
2号認定(教育ニーズ)	2,394	2,386	2,360	2,330	2,267
確保の内容(供給)	23,729	23,716	23,386	22,697	22,495
特定教育・保育施設 ⁴ (認定こども園・幼稚園)	19,638	19,610	19,274	18,664	18,462
確認を受けない幼稚園 ⁵	4,091	4,106	4,112	4,033	4,033

¹ 子ども・子育て支援法第62条第2項第1号に基づき、都道府県が設定する区域

² 子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村が設定する区域

³ 2号認定子どものうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される子ども

⁴ 市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認した教育・保育施設

⁵ 子ども・子育て支援法第27条に規定する確認を受けない幼稚園

(b) 3歳以上児(保育ニーズ)【2号認定(保育ニーズ)¹】

(単位:人)

需要・供給	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(需要)	13,393	13,276	13,066	12,815	12,488
確保の内容(供給)	15,674	15,818	15,753	16,147	16,124
特定教育・保育施設	15,383	15,523	15,459	15,855	15,833
認可外保育施設 ²	291	295	294	292	291

(c) 3歳未満児(保育ニーズ)【3号認定】

(単位:人)

年齢	需要・供給	H27	H28	H29	H30	H31
1歳児	量の見込み(需要)	8,862	8,667	8,557	8,385	8,224
	確保の内容(供給)	8,515	8,611	8,731	8,938	8,895
	特定教育・保育施設	8,243	8,327	8,357	8,490	8,436
	特定地域型保育事業 ³	84	108	231	305	317
0歳児	認可外保育施設	188	176	143	143	142
	量の見込み(需要)	2,768	2,731	2,690	2,640	2,581
	確保の内容(供給)	2,800	2,819	2,832	2,876	2,878
	特定教育・保育施設	2,722	2,737	2,727	2,755	2,753
	特定地域型保育事業	28	32	70	87	91
	認可外保育施設	50	50	35	34	34

(3) 量的拡充

②のとおり、県全体の総計では、待機児童解消の目標年次である平成29年度には概ね「確保の内容(供給)」が「量の見込み(需要)」を上回る見込みですが、需給の状況には、区域(市町村域)による偏りがあることから、供給が不足する区域(市町村域)については、市町村と連携し、引き続き、供給不足が解消されるよう取り組んでいきます。

(4) 質の向上

幼児期の学校教育及び保育の質の向上のため、特定教育・保育及び特定地域型保育を行う保育教諭、保育士、幼稚園教諭等並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者に対し、計画的に研修を実施します。

また、障害を持つ児童や家庭環境に配慮を必要とする児童について理解を深めるための研修を実施するとともに、障害児保育担当保育士や家庭支援推進保育士を加配する保育所を支援し、障害児保育や家庭支援推進保育の充実に努めます。

(5) 教育・保育情報の公表

事業者が提供する教育・保育にかかる情報の公表のため、ホームページを整備し、施設の開所時間や利用定員、運営に関する方針、教育・保育の内容及び利用料等、保護者が必要な情報を容易に取得できる体制づくりを行います。

¹ 2号認定子どものうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される子ども以外の子ども

² 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に定める特例保育(へき地での保育等)を提供する認可外保育施設

³ 市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業として確認した地域型保育事業

(イ) 地域の子育て支援

① 区域の設定

地域子ども・子育て支援事業において、県が設定する区域は、各市町村の需給状況に応じたきめ細かな需給調整が可能となるよう、各市町村域を区域とします。

なお、市町村においても、地域の需給状況にきめ細かく対応するため、地域子ども・子育て支援事業の提供の単位となる教育・保育提供区域を設定します。

② 量の見込みと確保の内容の状況

年度ごとの地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み(需要)」及び「確保の内容(供給)」の県全体の総計は次表のとおりです。

市町村ごとの内訳は、「第5章 4 子ども・子育て支援事業支援計画の『量の見込み』及び『確保方策』等 (イ) 地域の子育て支援(地域子ども・子育て支援事業)における『量の見込み』及び『確保方策』」に記載のとおりです。

地域の子育て支援における量の見込み(需要)及び確保の内容(供給)

事業名	需要・供給	単位	H27	H28	H29	H30	H31
(a)利用者支援事業	量の見込み(需要)	箇所	25	25	27	28	28
	確保の内容(供給)	箇所	19	20	24	27	28
(b)延長保育事業	量の見込み(需要)	人	7,153	7,199	7,215	7,230	7,219
	確保の内容(供給)	人	8,027	8,093	8,123	8,155	8,174
(c)実費徴収に係る補足給付を行う事業	事業実施市町村	市町村数	3	6	6	6	6
(d)多様な主体の参入促進事業	事業実施市町村	市町村数	0	0	0	0	0
(e)放課後児童クラブ	量の見込み(需要)	人	13,395	13,419	13,381	13,345	13,273
	確保の内容(供給)	人	13,333	13,867	14,080	14,141	14,202
(f)子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み(需要)	人日	2,168	2,173	2,179	2,181	2,177
	確保の内容(供給)	人日	2,510	2,520	2,529	2,535	2,536
(g)乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(需要)	人	9,834	9,654	9,480	9,311	9,123
	事業実施市町村	市町村数	38	38	38	38	38
(h)養育支援訪問事業	量の見込み(需要)	人	1,334	1,395	1,487	1,532	1,580
	事業実施市町村	市町村数	33	33	33	33	33
(i)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	事業実施市町村	市町村数	12	13	13	13	13
(j)地域子育て支援拠点事業	量の見込み(需要)	人回	369,963	378,208	388,531	398,560	408,470
	確保の内容(供給)	箇所	119	121	122	125	126
(k)一時預かり事業 (幼稚園在園児)	量の見込み(需要)	人日	367,134	363,876	358,468	351,894	342,397
	1号認定による利用	人日	140,430	138,786	136,634	134,304	131,268
	2号認定による利用	人日	226,704	225,090	221,834	217,590	211,129
	確保の内容(供給)	人日	379,886	387,841	383,289	379,975	374,674
(l)一時預かり事業(幼稚園在園児以外)、 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、 ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業以外)	量の見込み(需要)	人日	157,148	155,045	153,377	151,545	149,740
	確保の内容(供給)	人日	142,360	147,548	159,770	158,922	157,806
	一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	人日	132,796	137,988	150,165	149,322	148,223
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	474	494	494	494	494
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業以外)	人日	9,090	9,066	9,111	9,106	9,089

事業名	需要・供給	単位	H27	H28	H29	H30	H31
(m)病児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み(需要)	人日	15,928	15,800	15,722	15,666	16,170
	確保の内容(供給)	人日	17,645	18,141	18,144	18,378	18,297
	病児保育事業	人日	16,145	16,641	16,644	16,878	16,797
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
(n)ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)	量の見込み(需要)	人日	13,046	12,675	12,263	11,994	11,979
	確保の内容(供給)	人日	8,851	13,219	13,283	13,266	13,304
(o)妊婦健康診査	量の見込み(需要)	人回	138,515	135,581	133,171	130,927	128,506

③量的拡充と質の向上

地域子ども・子育て支援事業については、県全体の総計では、概ね「確保の内容(供給)」が「量の見込み(需要)」を上回る見込みですが、需給の状況には、区域(市町村域)による偏りがあることから、供給が不足する区域(市町村域)については、地域の実情に応じた事業実施が可能となるよう、市町村と連携し、引き続き、供給不足が解消されるよう取り組んでいきます。

子育てに不安感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての保護者が、子育ての安心感や充実感を得られるよう、親子同士の交流の場づくり、子育て相談や子育て情報の提供など、市町村が実施する地域での子育て支援(地域子ども・子育て支援事業)の量的拡充と質の向上を支援します。

(2) 幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援における人材確保と資質の向上

質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたって、基本となるのは人材であることから、これら幼児期の学校教育・保育等に係る人材の確保及び資質の向上を推進します。

①需給の状況

保育教諭、保育士、幼稚園教諭等特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の需要・供給の見込み数は次表のとおりです。なお、需要の見込み数は、将来の増減を加味した量の見込み(教育・保育が必要な児童数)をもとに実際に配置されている保育士の人数等から算出しましたが、供給については、過去における保育士の離職率や新規採用人数を基に算出しています。

供給量に関して、国配置基準に対応する人数については、保育サービス等を受ける児童数の減少もあり、充足できる見込み(次表(i))ですが、これまでの配置の実態に即して必要となる人数と比較すると不足する見込み(次表(ii))です。

(i)国配置基準に対応する人数を需要とした場合

種別	需要・供給	H27	H28	H29	H30	H31	(単位:人)
保育教諭	需要 A	315	311	306	300	294	
	供給 B	440	441	440	440	441	
	需給の過不足 B-A	125	130	134	140	147	
保育士	需要 A	2,649	2,606	2,569	2,519	2,465	
	供給 B	3,600	3,596	3,595	3,593	3,593	
	需給の過不足 B-A	951	990	1,026	1,074	1,128	
幼稚園教諭	需要 A	643	639	630	620	604	
	供給 B	1,449	1,436	1,424	1,411	1,397	
	需給の過不足 B-A	806	797	794	791	793	

種別	需 要・供 給	H27	H28	H29	H30	H31
保育従事者(*1)	需 要 A	11	11	11	10	10
	供 給 B	11	11	11	11	11
	需給の過不足 B-A	0	0	0	1	1
家庭的保育者(*2)	需 要 A	42	41	40	40	39
	供 給 B	42	42	42	42	42
	需給の過不足 B-A	0	1	2	2	3
家庭的保育補助者(*3)	需 要 A	42	41	40	40	39
	供 給 B	42	42	42	42	42
	需給の過不足 B-A	0	1	2	2	3
家庭的保育者(*4)	需 要 A	42	41	40	40	39
	供 給 B	42	42	42	42	42
	需給の過不足 B-A	0	1	2	2	3

(*1) 小規模保育事業B型における保育従事者

(*2) 小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

(*3) 小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

(*4) 居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

※小規模保育等については、新制度における新事業のためデータがないことから、「これまでの配置の実態に即して必要となる人数を需要とした場合」の推計は行っていません。

(ii)これまでの配置の実態に即して必要となる人数¹を需要とした場合

種別	需 要・供 給	H27	H28	H29	H30	H31
保育教諭	需 要 A	499	493	485	475	466
	供 給 B	440	441	440	440	441
	需給の過不足 B-A	▲ 59	▲ 52	▲ 45	▲ 35	▲ 25
保育士	需 要 A	3,786	3,724	3,672	3,601	3,524
	供 給 B	3,600	3,596	3,595	3,593	3,593
	需給の過不足 B-A	▲ 186	▲ 128	▲ 77	▲ 8	69
幼稚園教諭	需 要 A	985	979	965	951	926
	供 給 B	1,449	1,436	1,424	1,411	1,397
	需給の過不足 B-A	464	457	459	460	471

②確保の方策

人材不足に対応するため、県が設置した「奈良県保育士人材バンク」において、保育士資格を有しているものの保育士として保育現場において保育に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の就職を支援し、人材の確保に努めます。支援にあたっては、求人側と求職側の条件をきめ細かくマッチングとともに、離職後にブランクのある方への研修を実施します。また、就職後の相談にも応じるなど、就職後のフォローにも配慮します。

保育士資格取得者の「潜在保育士」化を防ぐため、新卒者の就職支援にも努めます。

さらに、保育士のキャリア認定制度を設けるなど、保育士の意欲向上のための取り組みを行い、保育士の定着を促進します。

幼稚園教諭の保育士資格の取得の促進等により、保育教諭の確保を図ります。

家庭的保育者等の子育て支援の担い手となる人材についても、従事のために必要な研修を積極的に実施する等により、その確保に努めます。

③資質の向上

特定教育・保育及び特定地域型保育を行う保育教諭、保育士、幼稚園教諭等及び地域子ども・子育

¹ H24 社会福祉施設等調査から、最低基準に、実態に応じて配置されている上乗せした保育士の比率を算出し、この上乗せ比率が今後も続くものとして算出した人数

て支援事業に従事する者の資質の向上のため、研修計画を作成し、計画的に研修を実施します。

研修計画の作成にあたっては、受講者それぞれのキャリアに応じた研修が受講できるよう配慮し、受講者が自らの到達度を把握できるようなくみづくりを行います。

また、放課後児童支援員¹に対しても研修を行い、事業に携わる職員の資質の向上にも努めます。

(3)認定こども園の普及

①量的拡充

認定こども園は、保護者の就労状況にかかわらず、柔軟に就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備えており、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴う、保護者や地域の多様化するニーズに応えることが期待できる施設であることから、地域の意向を最大限に尊重しながら、認定こども園の設置を推進します。

区域(市町村域)ごとの認定こども園の「目標設置数」、及び幼稚園又は保育所から認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合の「県計画で定める数²」は、現時点における幼稚園及び保育所の認定こども園への移行の意向に基づき、次表に記載のとおりとします。

なお、県は、申請があれば、「県計画で定める数」に達するまでは、幼保連携型認定こども園の場合には認可を、幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園の場合には認定を行うことになりますが、この数を上回る申請があった場合でも、認可又は認定できることとなっています。

認定こども園の設置目標数及び「県計画で定める数」

市町村	設置目標数		県計画で定める数(人) 【1号認定】(*2)
	H27(*1)	H28~31	
奈良市	11	28	
大和高田市	3	3	10
大和郡山市	1	6	
天理市	3	2	47
橿原市	1	1	5
桜井市	1	4	15
五條市		1	
御所市		1	
生駒市		9	
葛城市		1	
宇陀市	2	2	
平群町	2		
三宅町		1	
田原本町		2	
広陵町		1	
吉野町	2		
大淀町	1		
合 計	27	62	77
		89	

(*1) 既存の認定こども園を含みます。

(*2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に伴い、増加する定員数を記載。

この「県計画で定める数」については、現時点での予定を踏まえ設定していますが、今後、地域の実情等状況の変化に応じ、変更することがあります。

¹ 保育士の資格を有する者等であって、都道府県知事が行う研修を修了した者。放課後児童健全育成事業の対象児童概ね40人ごとに最低2人の配置が原則。

² 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年内閣府告示第159号)第三の四2(二)(2)ウ

②質の向上

幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に向けた支援として、保育教諭の研修や幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施し、保育所と幼稚園の教育・保育内容の実践研究、取組の連携・交流等を行います。

(4)就学前教育の充実

生涯にわたる生きる基礎が培われる幼児期において、心身の発育・発達を促すための適切な遊び・運動・しつけについて、専門的観点から効果的な手法を検討し、実施します。

私立の幼稚園において、障害児教育等の多様な教育や預かり保育等の子育て支援の取組が実施されるよう支援します。

教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について、関係者が理解を深め、意見交換を行えるような場を設けます。

(5)「放課後子ども総合プラン」の推進

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が放課後等に安全かつ安心して遊び過ごせる居場所を確保するとともに、共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を通じ、健全に育つ場づくりができるよう、各地域の実情や市町村の意向も踏まえつつ、住民等の参画も得ながら、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室¹の整備と拡充を図ります。

放課後児童クラブで従事する者及び放課後子ども教室に参画し指導する者の確保及び資質の向上を図ります。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に、障害児に関する専門的・指導的知識を有する支援員・指導員やボランティアの配置を促進するとともに、それら職員等を対象に、障害について必要な理解を深めるための研修を実施します。

奈良県放課後児童対策推進委員会を設置し、地域の実情に応じた研修の実施方法や教育委員会と福祉部局との具体的な連携に関する方策等について検討し、実施します。

¹ 放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、希望する全ての子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を定期的・継続的に提供する活動

成果（アウトカム）指標

指 標	現状	目標値 (H31年度)	調査等
保育所が充実していることの育児期の県民満足度	2.88 (H26年度)	3.00	県民アンケート調査

行動（アウトプット）指標

指 標	現状 (H25年度)	目標値 (H31年度)	担当課
保育所入所待機児童がいる市町村数	10市町村 (H26.10.1)	0市町村 (H29年度)	子育て支援課
保育士人材バンクにおける就職あっせん数	40人 (H26.12.31)	累計350人	子育て支援課
放課後児童クラブ利用待機児童がいる市町村数	7市町村 (H26.5.1)	0市町村	子育て支援課
放課後児童支援員認定数	0人	累計1,200人	子育て支援課

推進施策7 子育てに関する多様な支援

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子育て家庭に対する経済的支援を行うとともに、地域毎に異なる子育て支援ニーズを充たせるよう、広域的な観点から、子育て支援に関する市町村連携を促進します。

また、放課後や週末等における子どもの安全で適切な遊びや交流の場を確保し、自主性や社会性を培う健全育成の場の充実を図ります。

■施策方向

(1)子育てに対する経済的支援

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費や教育費等の子育てに係る費用に対する助成を行うとともに、子どもに関する手当や生活の困窮の程度に応じた保護費を支給します。

奨学金制度等児童生徒に対する経済的援助の取り組みに関する情報を取りまとめ、周知を図ります。

(2)子育て支援に関する広域的な観点からの市町村支援

①市町村による子育て家庭への支援の機能強化

子育て中の親子や妊婦が、様々な子育て支援サービスの中から、一人ひとりに合ったサービスを適切に選択し利用するためには、身近な場所での相談や情報提供が重要です。

このため、市町村における利用者支援事業¹を普及するとともに、地域子育て支援拠点事業²の充実を図り、市町村が両事業を一体的に運営できるよう支援します。

②子育て支援事業に関する市町村間の連携促進

病児・病後児保育やファミリー・サポート・センター事業³等、地域の利用ニーズが少ないとにより、単独の市町村での実施が困難な子育て支援事業について、複数の市町村が共同で実施できるよう、広域的な観点から調整を行い、市町村間の連携を促進します。

(3)地域における子どもの健全育成

子どもの健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、施設の整備を支援するとともに、従事者を対象とする研修や関係機関等の間の交流を推進します。

青少年教育施設においては、地域における青少年の活動の拠点として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会を提供します。

¹ 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

² 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

³ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

成果（アウトカム）指標

指 標	現状	目標値 (H31年度)	調査等
子育てに金銭的・経済的な不安・負担を強く感じている母親の割合	24.8% (H25年度)	20%以下	県子育て実態調査

行動（アウトプット）指標

指 標	現状 (H25年度)	目標値 (H31年度)	担当課
利用者支援事業普及を図るための研修会の実施回数	0回	累計15回	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業従事者向け研修会の実施回数	6回 (H24・25年計)	累計20回	子育て支援課
祖父母対象の子育てセミナーの実施回数	21回(H22～25年 度累計)	累計30回	子育て支援課



推進施策8 保護や支援を必要とする子どもや家庭への対応

「推進施策8」は、子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に位置づけられています。

(「(4)貧困家庭の子どもへの支援」及び「(6)外国人の子育て家庭への支援」を除く。)

児童虐待から子どもを守るため、「奈良県児童虐待防止アクションプラン」に基づき、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、未然防止から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階において、切れ目のない総合的な対策を推進します。

また、ひとり親家庭や貧困家庭の子ども、障害のある子ども、県内に居住している外国人の子ども等やそれらの保護者に対する支援の充実を図ります。

(1)児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援事業等を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、こども家庭相談センター¹の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく関与することが重要であり、このための関係機関の連携強化を図ります。

①こども家庭相談センターの機能の充実

児童虐待防止対策の中心となるこども家庭相談センターについて、虐待ケースの組織的な管理及び対応、十分な関わり及び適切なアセスメント等を可能とするための職員の適切な配置、並びに法的、医学的な専門性を要する対応や保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保を図ります。

また、中央こども家庭相談センターにおいて平成25年度に整備が完了し、一時保護所の定員増等処遇が改善されたところであり、一時保護機能の積極的な活用等を図ります。

②市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

こども家庭相談センターと市町村その他の関係機関の適切な役割分担及びそれに基づく適切な対応を図るため、市町村をはじめ、保健センター、保健所、保育所及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関等関係機関の連携を図ります。

市町村では対応が困難な虐待ケースにはこども家庭相談センターが主体的に関与し、虐待ケースに関する市町村との積極的な情報共有、支援方針の協議などの協働に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）における積極的な助言、関係者向けの研修の実施及び市町村の相談体制の強化を図るため、相談や援助に関する技術等を提供すること等により、要対協の機能強化や効果的運営を支援します。

居住実態が把握できない子どもについて、こども家庭相談センターが市町村から対応を求められた場合には、医療・福祉・教育・警察等の関係機関と情報を共有するとともに、出頭要求や臨検、捜索等の活用を含め、子どもの安全確認・安全確保のための対応を行います。

¹ 子どもの権利や最善の利益を保障し、子ども及びその家庭を援助することを目的とした行政機関。0歳から18歳未満の児童に関するあらゆる相談のうち高い専門性を必要とする相談に対応するとともに、市町村における児童家庭相談の後方支援を行う。また、児童虐待相談の対応については、通告の窓口であり、児童の安全を守るために一時保護や立ち入り調査等を行う。

③妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備や里親及び養子縁組の制度等の周知を行います。

医療機関(産科、小児科、歯科、精神科等)等と市町村の連携及び情報共有により、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、市町村等による必要な支援につなげるため、必要な環境整備や市町村等の取り組みへの支援を行います。

④児童虐待による死亡事例等の重症事例の検証

児童虐待による死亡事例等の重症事例については、「奈良県子どもを虐待から守る審議会」において十分な検証を行い、検証結果の関係機関への周知及び積極的な活用を図るとともに、実効力のある再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援します。

⑤DV(配偶者等からの暴力)防止及び被害者支援の推進

DV(ドメスティック・バイオレンス。配偶者等からの暴力)は、重大な人権侵害であり、子どものいる家庭におけるDVは、直接子どもに向けられた行為でなくても、子どもに深刻な影響を与える児童虐待です。

DV防止に向け、「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」に基づき、広報・啓発をはじめ、配偶者暴力相談支援センター(中央こども家庭相談センター)における被害者に対する相談及び一時保護、自立に向けた支援など、DV被害に遭った親子が安心して自立した生活を送れるよう支援します。

(2)社会的養護体制の充実

社会的養護の体制整備については、虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加に対応して、質・量ともに充実を図ります。

①家庭的養護の推進

社会的養護はできる限り家庭的な養育環境で行われることが望ましいことから、里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)における養護を推進するとともに、施設養護においても小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の設置等による小規模化により、家庭的な養育環境の形態への移行を推進します。

②専門的ケアの充実及び人材の育成

虐待等を受けた子どもの安定した人格形成や心の傷をいやして回復していくためには、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要です。

このため、養護施設等での心理療法担当職員や家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員等専門的職員の配置の推進とともに、コモンセンス・ペアレンティング¹やライフストーリーワーク²等研修の積極的な活用を働きかけ、職員の資質向上につなげていきます。

③自立支援の充実

¹子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつける方法を学ぶための子育て支援プログラム。ビデオや漫画などの視覚教材や実演による練習の活用を重視する。

²施設や里親宅で生活する子どもが、「自分は誰から生まれたのか」「なぜ家庭を離れ、ここにいるのか」等の真実を知り、自分自身の人生に組み入れていく作業

社会的養護のもとにある子どもは、虐待等困難な家庭環境が原因で入所に至っており、施設退所後は家族や親戚からの支援も得られず、様々な生活・就業上の不安や問題を抱えながら自立していかなければなりません。彼らが自立した社会人として生活できるよう養護施設と連携して、退所後に向けた自立のための相談や研修の実施及び退所後の生活相談やお互いに集える居場所づくり等を図ります。

④家族支援及び地域支援の充実

虐待の防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等の地域の子育て家庭への支援等の地域支援の充実が重要です。

このため、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置等施設のソーシャルワーク機能を強化するとともに、児童家庭支援センターの運営を支援します。また、虐待を行った保護者に対する再発防止のための支援として家族再統合プログラムの活用を図ります。

母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援が可能である母子生活支援施設については、必要な整備を図るとともに、福祉事務所、こども家庭相談センター等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。

⑤子どもの権利擁護の強化

被措置児童の権利擁護の強化を図るため、児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待に対する措置に係る取り組み等を進め、虐待の禁止について施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組みます。

また、ケアの質の向上を図るため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取り組みを推進するとともに、義務化された第三者評価の受審を求めます。

(3)ひとり親家庭への支援

「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン(第2次)」に基づき、ひとり親家庭に対する相談・情報提供機能の充実、就業支援、子育て支援及び生活支援の観点から、総合的・計画的に施策を推進するとともに、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、各種施策の情報提供等広域的な観点から市町村に対し支援を行います。

就業支援については、母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター)等の相談窓口の充実を図るとともに、公共職業安定所など関係機関と連携し効果的な実施に努めます。また、就職に有利な資格取得に向け、講習会の実施等事業の充実に努めます。

ひとり親家庭の子どもへの支援として、ボランティアによる学習支援や心のケアなどを実施し、教育の支援の充実に努めます。

(4)貧困家庭の子どもへの支援

子どもの貧困問題が、学歴格差、健康状態、児童虐待や非行問題などに大きく関係していると考えられており、親から子への貧困の連鎖なども懸念されています。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等を踏まえ、今後策定する奈良県における子どもの貧困対策についての計画に基づき、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を総合的に推進します。

(5)障害児施策の充実

障害のある子どもが、早期に療育を受けることができる体制を整備し、切れ目のない支援を目指します。

①早期発見体制の整備と相談支援機能の充実

各種健康診査の体制整備を図り、障害の早期発見体制を充実します。

地域における身近な療育相談や健康相談などの窓口である保健所や市町村保健センターの専門的な相談機能を充実するとともに、保健師等専門職の資質の向上を図ります。

障害の受容、将来にわたる子どもの生活への心配や不安への対応等、日常生活の中で発達・発育を促すことができるよう、家族の心のケアも含めた支援の充実に取り組みます。

②地域療育体制の充実

(ア)障害児療育機能の充実

地域における障害のある子どもの生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、療育支援体制の充実を図ります。

障害のある子どもとその家族に対する支援の拠点となる児童発達支援センター¹を中心とした障害福祉圏域²ごとの相談支援及び療育体制の充実・強化のため、児童発達支援³事業を実施する事業所等のサービスの質の向上と連携に取り組みます。

地域の療育機関等に対して、医学的な支援が必要な発達障害⁴のある子どもへの支援方法等の指導・助言を行い、早期療育を実施できる地域の療育体制を構築します。

障害のある子どもの療育・支援に携わる機関の職員を対象に、障害児療育に関する情報の共有や知識の習得を行う機会を設けるなど、県全体の療育機能の充実・強化を図ります。

(イ)県立障害福祉施設における障害児支援の充実

障害児入所支援⁵施設である県立登美学園・筒井寮については、一体的に建替整備を行い、入所機能及び短期入所⁶等の在宅支援機能の充実を図ります。また、障害児支援が身近な地域で安心して受けられるよう、市町村や関係機関等とのネットワークの構築、障害児支援事業所・保育園・幼稚園等の地域で活躍する支援者の育成・確保のための研修会の開催や助言・指導を行うなど、障害児支援の拠点的機能に取り組みます。

(ウ)障害のある子どもと家庭に対する専門的相談の充実

こども家庭相談センター(児童相談所)において、障害のある子どもとその家庭に対して、児童

¹ 通所支援のほか、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設のこと。

² 各障害福祉サービス等を、複数市町村を含む広域に、面的かつ計画的に整備し、重層的なネットワークを構築することを目的として設定している範囲。奈良県では、奈良圏域、西和圏域、東和圏域、中和圏域、南和圏域の5圏域を設定している。

³ 未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行う。

⁴ 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

⁵ 障害のある子どもを施設入所により、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与を行う。

⁶ 自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。介護者にとってのレスパイ(障害のある人等の要介護者を在宅でケアする家族の介護負担を軽減すること。)としての役割も担っている。

心理司¹及び児童福祉司²等の専門職による助言・指導等を行うとともに、市町村や学校、その他の関係機関等と連携した支援の充実を図ります。

③奈良県発達障害支援センター³の充実

発達障害支援センターでは、発達障害のある人等を対象に、相談支援、発達支援及び就労支援等の専門的な支援を行うとともに、市町村の発達障害児・者支援業務のサポート、事業所等支援、医療機関との連携等、地域支援機能の強化に取り組みます。

ペアレントメンター⁴の養成や発達障害支援センターとペアレントメンターとの連携による相談体制の充実により、支援体制の強化を図ります。

④特別支援教育⁵の充実

障害のある子どもが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を受けることができるよう、特別支援学校や地域の学校において、個別の教育支援計画⁶や指導計画⁷の作成を促進するとともに、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るための研修等に取り組みます。

福祉・医療等の関係機関との連携強化に向けて、特別支援教育コーディネーター⁸のスキルアップを図るとともに、コーディネーターがその役割を円滑に果たせるよう、特別支援教育巡回アドバイザー⁹の機能を充実します。

全ての学校で安全に安心して学校生活を送ることができるよう、各学校のバリアフリー化や医療的ケア¹⁰の提供体制の充実等の環境づくりを進めるとともに、就学に対する相談体制の充実を図ります。

¹児童相談所等において、心理学の専門的な知識に基づき子どもや保護者等の心理診断や心理療法を行う職員。従来は心理判定員と呼ばれていたが、厚生労働省の児童相談所運営指針の改正に伴い、平成17年より児童心理司の呼称が用いられるようになった。

²児童相談所において、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導やケースワークを行う職員。

³発達障害のある人及びその家族に対して、専門的に、相談・助言を行い、医療、保健、福祉、教育等を行う関係機関等に対し、情報提供及び研修実施、連絡調整等を行うなど発達障害のある人を支援する機関。

⁴発達障害のある子どもの子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親等に対して相談や助言を行う人のこと。

⁵障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

⁶障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方のもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として個別に作成される計画。教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

⁷一人ひとりの障害の状態に応じたきめ細かな指導を行うために、学期ごと又は年間の具体的な指導の目標、内容等を盛り込んで個別に作成される計画。一人ひとりのより具体的な教育的ニーズに対応して指導の方法や内容の明確化を図る。

⁸平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方(最終報告)」で示された、教育的支援を行う人と関連機関を調整するキーパーソンのこと。学校内の調整や、福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整を行い、保護者に対する学校の窓口の役割を担う。

⁹公立小中学校の計画訪問を通して、校長及び教頭等への特別支援教育推進のための学校経営の在り方等に関する指導・助言、特別支援教育コーディネーターが役割を円滑に果たすための支援、特別支援学級・通級指導教室の運営の在り方等に関する担任等への支援等を行う。

¹⁰たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。

(6) 外国人の子育て家庭への支援

日本に居住する外国人の子どもとその保護者が、地域社会での生活に支障をきたさないよう、また、様々な偏見や差別を受けることがないよう支援します。

外国人支援センターに設置している外国人生活相談窓口において、生活に必要な各種情報の提供と専門相談機関の紹介などを多言語(英語、中国語、ポルトガル語、日本語)で行うとともに、公的機関等から依頼があり現地派遣を要する場合は、同センターの相談員を派遣します。また、在住外国人にとつてニーズの高い生活に関わる基本的な情報を、同センターのホームページ上で多言語(英語、中国語、ポルトガル語、日本語)により提供します。

学校においても、外国人児童生徒やその保護者が日本の学校生活についての理解を深め、児童生徒が日本語理解の力を付け学校生活に順応できるよう、また、学校と保護者間のコミュニケーションがスムーズに図れるよう、情報提供や通訳等により支援します。

成果（アウトカム）指標

指 標	現状	目標値 (H31年度)	調査等
子育てに悩んだときなどに気軽に相談できる環境が整っていることの育児期の県民満足度	3. 07 (H26年度)	3. 50	県民アンケート調査

行動（アウトプット）指標

指 標	現状 (H25年度)	目標値 (H31年度)	担当課
オレンジリボンキャンペーンを実施する市町村数	33市町村	39市町村	こども家庭課
児童養護施設等による小規模化実施数	11箇所	26箇所	こども家庭課
養育里親登録数	79組	115組	こども家庭課
母子家庭等就業・自立支援センターのバンク登録者の就業率	43. 8%	50. 0%	こども家庭課
個別の指導計画を作成した学校の割合	95%	99%	学校教育課

推進施策9 人間性豊かで心身ともにたくましい子どもを育てる教育環境の整備

子どもたちが次世代を担うにふさわしい資質を身に付けることができるよう、確かな学力、豊かな心、たくましい体の育成等に向けた教育を推進します。

また、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、地域社会全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、家庭や地域の教育力を総合的に高める取り組みを推進します。

さらに、健全な育成を阻害するおそれのある有害な環境の防止対策を推進します。

■施策方向

(1)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

①確かな学力の育成

学習指導要領に基づき、学ぶ意欲、課題発見能力、思考力、判断力、表現力、問題解決能力等、確かな学力を育成するとともに、児童生徒の学力や学習意欲を育む教員の取り組みを支援します。

②規範意識及び社会性の向上

小・中・高等学校等の児童生徒が地域住民と交流しながらボランティア活動等の様々な活動に協働して取り組み、地域社会の一員としての自覚を深め、地域への愛着心や自己有用感、自己肯定感を育み、規範意識・社会性の向上につながる取り組みを推進します。

「いのちの教育」として、小学校における実践研究に取り組むとともに、動物に関する学習やふれあい体験を通して命の尊さを実感し、思いやりの心や規範意識を育みます。

いじめ問題や暴力行為、不登校等への対策の充実を図るため、生徒指導担当の指導主事・巡回アドバイザー・学校支援アドバイザーによる学校への支援を行います。

これらの生徒指導上の諸課題の改善については、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して対処できるよう、地域ぐるみの支援ネットワークの整備に努めます。

③体力の向上

子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成や確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

子どもが生涯にわたって必要な健康の保持増進や生活習慣の確立のため、学校における健康教育を推進します。

④学校教育環境の充実

県立中高一貫教育において、理数教育の充実を図り、中学校と高校の交流により専門的・発展的な学習を確保し、生徒たちの確かな学力や豊かな人間性、社会性を育みます。

教職員に対する支援としては、優れた取組例や課題の解決方法等、教育活動に役立つ様々な情報を提供するとともに、ミドルリーダー¹の養成や研修の充実等により、教職員の資質向上を図ります。

¹ 学校の組織力の向上、学校経営の円滑化を担うなど、学校の中心となる中堅教員

子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、耐震化をはじめとする学校施設の整備を適切に行うとともに、学校における安全教育及び安全管理を推進します。

公立学校では、自ら「学校評価」を行い、学校運営や教育活動を点検し、学校改善に努めます。

⑤グローバル人材の育成

生徒の国際社会で通用する外国語のコミュニケーション能力の育成を図るとともに、在県外国青年と県内青少年とが、奈良や外国の文化にふれる体験等を通じ、相互の多文化理解と友好を図ることにより、広い視野で考え方行動することのできるグローバルな人材育成に努めます。

(2)家庭や地域の教育力の向上

①家庭教育の充実に向けた支援等

子どもに関わる様々な課題(いじめ、不登校、学ぶ意欲の低さ、規範意識や社会性の低さ、基本的生活習慣が身についていないこと等)の根治的な解決のため、乳幼児期から、子どもの発達段階に応じて、教育部門、母子保健部門、福祉部門が連携を強化し、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育の充実に向けた支援を積極的に推進します。

乳児期から子どもの心の安定根¹をしっかりと根付かせるため、親子の愛着体験を促す等の望ましい子育てや家庭教育について啓発し、親の学びを充実させます。

幼児期における子どもの基本的な生活習慣の定着、自尊感情や規範意識、社会性の醸成等を図るとともに親の学びを充実させるため、家庭で保護者と子どもが共に学びふれあうことができる取り組みを推進するとともにその重要性を啓発します。

学童期においても、乳幼児期の取り組みが持続的に実施されるよう、望ましい家庭教育について啓発するとともに、学校等と連携・協働しながら、家庭への支援を図ります。また、家庭での学習機会を充実させるための支援を推進します。

次世代に親となる高校生に対しても、家庭教育の重要性を啓発するとともに、本人の意思を尊重しながら、家庭教育の担い手となるための人づくりを行います。

こうした取り組みを、県総合教育会議、県就学前教育懇話会等の議論を踏まえつつ、積極的に推進します。

②地域の教育力の向上

県の教育課題である規範意識・社会性等の向上を目指し、子どもたちの「生きる力」(=知・徳・体のバランスのとれた力)を育むため、学校、家庭及び地域が相互に協働し、地域ぐるみで子どもたちを育む仕組みづくりを推進します。

公立小・中学校等においては、保護者や地域の人々が学校の教育活動に参画し、学校と協働して、児童生徒の多様な体験活動や世代間交流活動等、地域ぐるみで子どもたちを育てる取り組みを推進します。県立学校においても、学校の特色を生かした地域と連携する取り組みを推進し、生徒の未来を切り拓く体験の場の創出と地域貢献の推進を図ります。

地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校評議員制度の導入をさらに進め、地域住民の意

¹エリクソン(Erik Homberger Erikson)が提唱した発達段階論の中で、発達の最初の段階である誕生から1歳あまりの乳児が感じる基本的な信頼の感覚をいう。

この時期に、乳児が、自分は外界に受け入れられ、大切にされ、存在に値すると感じることが、その後の人間関係を築き上げていく上で土台となる。

見を聴き、学校運営に生かしていきます。

地域における子どもと大人のつながりを深め、子どもを自立した社会人に育てていくための取り組みとして、家庭・地域・学校の協働により、地域の子どもと大人が集い、ともに学び、スポーツをするなど、子どもと大人との様々な交流を促進します。

子どもたちのスポーツを通じた心身の健全な発達と人格形成を促すため、親子で様々な運動・スポーツに触れ、体験する機会を提供するとともに、運動・スポーツの重要性について保護者の理解を深め、子どもの体力向上に向けた協力を得るための取り組みを推進します。

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

青少年を取り巻く社会環境の急激な変化に伴い、有害環境が多様化する中で、青少年の健全育成に向けた環境整備に関して、市町村・NPOを始め、関係機関・団体と連携・協働した取り組みを推進します。

有害環境から青少年を守るための「奈良県青少年の健全育成に関する条例」に基づく取り組みとして、書店・娯楽施設等への定期的な立入調査や指導、さらに青少年の非行・被害防止に関する街頭啓発や市町村と合同による書店・娯楽施設等への立入調査等を実施します。

近年、青少年が携帯電話(スマートフォン含む)を通じて、有害情報に接したり、犯罪やトラブルに巻き込まれるという問題も発生しているため、リスクを避けるのに有効なフィルタリングサービス¹の利用促進や青少年がインターネットを適切に活用する能力の向上にも取り組んでいきます。

¹ 青少年にとって有害な情報に触れることがないように、Web サイトやページを一定の基準に従って判別し、閲覧を制限する機能を携帯電話等に付与するサービス

成果（アウトカム）指標

指 標	現状	目標値 (H31年度)	調査等
社会的に自立できる子どもが育っていることの 育児期の県民満足度	2. 88 (H26年度)	3. 00	県民アンケート 調査

行動（アウトプット）指標

指 標	現状 (H25年度)	目標値 (H31年度)	担当課
小・中・高校生を合わせた1,000人あたりの暴力行為の発生件数(国公私立)	4. 2件	4. 0件	生徒指導支援室
児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数 (国公私立)	小学生	5. 0人	生徒指導支援室
	中学生	30. 8人	
	高校生	11. 6人	
子どもの体力(全国体力・運動能力・運動習慣等調査)	公立小学生	29位	保健体育課
	公立中校生	42位	
運動場の芝生化	公立幼稚園	1. 3%	保健体育課
	公立小学校	7. 4%	
国際交流・異文化理解に関する講座等への国際交流員派遣回数	18回	24回	国際課
県が実施する在県外国青年と県内青少年との交流イベント参加者数	1, 484人	1, 640人	国際課
家庭教育の担い手となる人づくりチーム(チーム「きらら」)への参加者累計	140人	累計 1, 000人	人権・地域 教育課
家庭教育の充実を目指した親子で取り組む「やくそくノート」の配布割合	92. 3%	99%	人権・地域 教育課
「地域と共にある学校づくり」関連事業実施率 (公立小・中学校)	86. 7%	100%	人権・地域 教育課
奈良県学校・地域パートナーシップ事業、その他の補助事業実施箇所数	258箇所	305箇所	人権・地域 教育課
学校評議員制度の実施率(小・中学校)	92. 5%	100%	学校教育課
総合型地域スポーツクラブ設立市町村数	36市町村	39市町村	スポーツ振興課
条例関係事業者立入調査件数	1,510件(H22～ 25年度累計)	累計 1, 750件	青少年・ 生涯学習課

推進施策10 子どもを守り、安心して子育てできる生活環境の整備

子育てに配慮したゆとりある住居と居住環境の整備を推進とともに、子どもや子育て中の家族が安心して外出できる道路交通等の環境整備や、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

また、学校、地域、関係機関等との連携により、子どもを犯罪等の被害や交通事故から守るための各種施策を推進し、子どもの安全の確保を図るとともに、被害に遭った子どもに対する支援活動を推進します。

■施策方向

(1) 良質な住宅及び良好な居住環境の確保

奈良県住生活基本計画に基づき、子育て世帯が住みやすい住まい・まちづくりや世代を超えて住み続けられる良質な住まい・まちづくりに取り組みます。

子育て世帯やひとり親世帯は、市場において自力では適正な居住水準の住宅を確保することが困難な場合があるため、持家を高齢者施設等への入所により空家にしている高齢者と郊外にマイホームを求める子育て世帯とのマッチング支援や公的賃貸住宅に子育て優先枠を設定する等により、適切な住宅の供給を図ります。

公営住宅に入居されている子育て世帯が安心して暮らせるよう、県営住宅建替事業に伴う余剰地活用の検討等、質の高い公営住宅整備を推進します。

子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン¹の導入や子育て支援施策と連携した子育て世帯向けの住宅施策について検討を行うとともに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策として、室内環境の安全性の確保のための情報提供等を推進します。

(2) 安全な道路交通環境及び安心して外出できる環境の整備

親子が安心して外出できる環境を整備するため、多くの方が利用する公共施設等において、子どもが利用しやすい便器・手洗い器、乳児用ベッド・乳児用いす、授乳場所の設置等を促進します。

このため、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づく届出の機会を捉えて、施設設置者に対して整備基準への適合に係る指導を行うとともに、整備基準に適合する施設の設置者に対しては、施設が整備基準に適合していることを利用者に示す適合証を掲示するよう働きかけます。

通学路を含めた生活道路において、最高速度30km/h の区域規制等の対策を行うことによって、通過交通の抑制及び自動車走行速度の抑制を図り、歩行者・自転車優先の安全・安心な通行空間の整備を行います。

バリアフリーの推進については、利用者のモラルや使い方によって、それらが十分に活かされていないという課題があるため、妊娠婦やベビーカー使用者への配慮、バリアフリー化の重要性に関する理解を深め、行動につなげる「こころのバリアフリー」を推進していくとともに、各種のバリアフリー施設の整備状況等を子育て世帯に対し情報提供します。

移動の円滑化のためのバリアフリー化について、事業の重点的かつ一体的な推進のために、高齢者、

¹ 障害者にとっての便利さや使いやすさという視点ではなく、障害の有無に関わらず、すべての人にとって使いやすいように意図して作られた製品や情報、環境のデザインのこと

障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、市町村はバリアフリー基本構想を策定することとなっています。この基本構想策定を推進するため、市町村に対し、策定のための情報提供や講習開催等の技術的支援を行います。

小学生の通学の安全の確保について、国、県、市町村の関係者(教育委員会、道路管路者、警察、学校関係者)が連携し、通学路の安全点検・安全対策を推進するとともに、自転車通行空間の確保として、奈良県自転車利用促進計画に基づき、自転車利用ネットワークの形成に向けて、注意喚起や案内誘導サインの整備を推進します。

(3) 安全・安心まちづくりの推進

親子が安心して外出できるための安全の確保として、交差点の通行における安全を図るため、バリアフリー対応型信号機を整備するとともに、幹線道路・生活道路における交通安全対策や自転車利用環境の整備、安全・安心・快適な道路環境の実現を図ります。

また、子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを推進するため、犯罪の防止に配慮した環境設計や防犯機器の普及促進を図ります。

(4) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るための取り組みとして、家庭においては、県内市町村に支部を有し、母親の立場から交通安全活動に取り組んでいる「奈良県交通安全母の会連合会」を通じて、家庭・地域での交通ルール・マナーの習得、見守り活動等を支援します。

地域においては、交通安全活動を自主的に行っている、または行おうとしている企業・事業所・団体に県への交通安全サポート事業所登録を促進し、さらなる交通事故防止活動の推進を図ります。

学校においては、児童生徒の安全確保のため、参加・体験型の交通安全教室の実施や通学路安全マップの作成などの取り組みを進めるとともに、これらの取り組みをより有効なものとするため、安全教育を指導する教職員の資質向上を図ります。

さらに、広く県民に向けて、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法、自転車乗用時のヘルメットの着用や幼児同乗用自転車の幼児用座席のシートベルトの着用について啓発活動を展開し、交通事故発生時の被害軽減を図ります。

(5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関との連携により、地域における自主防犯意識の向上を図るとともに、自主防犯ボランティアによる登下校時の子ども見守り活動や防犯パトロール活動を促進します。また、子どもや女性に不安を与える事案の発生状況を情報提供します。

子ども自身の防犯意識の向上を図るため、低年齢児童(保育所、幼稚園、小学校低学年児童)を対象とした被害防止教育を推進します。

近年、少年非行の低年齢化傾向が続いているため、小学生を対象とした「規範意識を育み、子どもを犯罪等から遠ざける」ための非行・被害防止教室を実施します。

(6) 被害に遭った子どもの保護の推進

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、一時保護や子どもに対するカウンセリングや相談、保護者に対する助言など、学校等関係機関と連携したきめ細かな支援活動を推進します。

また、児童虐待等により、一時保護中の児童に対し、心のケアを行う心理担当職員や学習指導を行う学習支援員、家族再統合の充実を図る個別対応職員を配置します。

成果（アウトカム）指標

指 標	現状	目標値 (H31年度)	調査等
安心して子どもを生み育てられる環境が整っていることの育児期の県民満足度	2. 84 (H26年度)	3. 00	県民アンケート調査
住民が犯罪に遭うことがなく、その不安も感じることなく暮らすことの育児期の県民満足度	3. 05 (H26年度)	3. 50	県民アンケート調査

行動（アウトプット）指標

指 標	現状 (H25年度)	目標値 (H31年度)	担当課
誘導居住水準 ¹ 達成世帯率	全世帯の 65. 4%	70. 0% (H30 年度)	住宅課
鉄道駅の段差解消率 (平均利用者数 3,000 人/日以上の駅)	68. 8%	93. 8%	地域交通課
生活道路における「ゾーン30」 ² の整備	13箇所	39箇所 (H28 年度)	警察本部
バリアフリー基本構想 ³ を策定した市町村数	4市町村	10市町村	道路環境課
バリアフリー対応型信号機等の整備	278箇所	346箇所	警察本部
小学校に対する非行・被害防止教室の実施率	74. 2%	100%	警察本部
小学校・幼稚園・保育園に対する交通安全教室の実施率	92. 9%	100%	警察本部

¹ 世帯人員に応じて望ましい居住面積を定めた水準

² 生活道路において最高速度30km/hの区域規制や路側帯の設置等の対策を行うことによって通過交通の抑制及び自動車走行速度の抑制を図り、歩行者・自転車優先の安全安心な通行空間を確保するもの

³ 駅や高齢者、障害者が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進するため市町村が策定